

神奈川県立県民ホール及び音楽堂指定管理業務実績評価委員会の設置及び運営に関する要綱

(設置目的)

第1条 県民ホール及び音楽堂の指定管理者の指定管理業務（以下「管理業務」という。）の実施状況等について、第三者の立場及び専門的視点からの評価、意見、助言等を得ることを目的として、県民ホール及び音楽堂指定管理業務実績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 指定管理者が実施する管理業務の実施状況に関すること。
- (2) 県が実施する管理業務に対するモニタリングの実施状況に関すること。
- (3) その他指定管理業務に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は、委員6人で構成する。

- 2 委員は、学識経験者等の有識者及び公募の応募者の中から、選定した者をもって構成する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により選定する。
- 5 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条に規定する目的を果たすために必要な期間として、選定した日から2年間とし、委員の再任は妨げない。ただし、公募委員については、運営上やむを得ない場合を除き再任を認めない。

- 2 前項に規定する委員の任期中に、やむを得ない事由により委員を辞す者が出了場合、知事は、適当と認められる者をその後任として選定することができる。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第1項及び第1項の規定に関わらず、委員会開催に当たっては、退任した委員を委員に選定し、当該委員の任期中の事項について意見を聴取することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、県民ホール及び音楽堂の指定管理期間の最終年度中に任期が満了する委員について、知事は、当該委員の任期をさらに1年延長させることができる。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は委員長が務める。ただし、委員長が欠席の場合は、副委員長が議長を務める。
- 3 委員会は、必要に応じて、管理業務の実施状況等についての必要な説明及び関係書類の提出を求めることができる。
- 4 委員会は、第2条に規定する事項について意見を聴取した結果を、知事に報告するとともに、必要に応じて助言等を行う。

(委員の責務)

第6条 委員は、委員会の開催の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、神奈川県国際文化観光局文化課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 県民ホール指定管理業務実績評価委員会の設置及び運営に関する要綱（平成23年7月1日施行、以下「平成23年要綱」という。）に基づき、現に就任している県民ホール指定管理業務実績評価委員会の任期は、平成23年要綱第4条の規定にかかわらず、平成28年7月31日までとする。
- 3 平成23年要綱は、平成28年7月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。